

鶴ヶ島市老人福祉センター
指定管理者選定等委員会
審査報告書

令和5年10月

目次

1	施設概要	1
	(1) 名称	1
	(2) 所在地	1
	(3) 目的	1
	(4) 施設	1
	(5) 開館時間	1
	(6) 休館日	1
	(7) 利用料金	1
2	指定管理者の導入目的	1
3	指定管理者が行う業務	2
4	指定管理期間	2
5	応募団体	2
6	指定管理者選定等委員会委員(敬称略)	2
7	選定基準	2
8	選定経過	3
9	審査結果	4
	(1) 第1回指定管理者選定等委員会	4
	(2) 第2回指定管理者選定等委員会	4
10	指定管理者(候補者)	5
	(1) 名称	5
	(2) 指定期間	5
	(3) 指定管理料	5
11	今後のスケジュール	5
12	総評	6
	参考	7

1 施設概要

(1) 名称

鶴ヶ島市老人福祉センター（開設日：昭和54年11月1日）

(2) 所在地

埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木935番地1

(3) 目的

高齢者の健康増進、教養の向上、語らいやレクリエーションを通じた「生きがいづくり」や「仲間づくり」を行い、高齢者が健康で明るい生活を営むことを目的とする。

(4) 施設

①形態

単独施設

②規模

敷地面積 19,787.48㎡（駐車場、鶴ヶ島市立障害者生活介護施設、鶴ヶ島市民テニス場を含む）

建築面積	鉄筋コンクリート造平屋建	855.94㎡
	木造平屋建	186.05㎡

③機能

集会室（舞台付70畳）、和室（36畳）、会議室、図書室、教養娯楽室、健康相談室、機能回復訓練室、フレイル予防室、浴室、事務室、おたっしや工房、グラウンドゴルフ場、駐車場

(5) 開館時間

午前9時から午後4時まで

(6) 休館日

①毎月の第1土曜日及び第3土曜日

②国民の祝日に関する法律に定める休日

③1月2日～1月4日、12月28日～12月31日

(7) 利用料金

①鶴ヶ島市、川越市、坂戸市、日高市、川島町、毛呂山町及び越生町（以下「圏域」という。）に居住する60歳以上の者・・・無料

②圏域に居住する60歳未満の者・・・200円

③圏域外に居住する者・・・400円

2 指定管理者の導入目的

多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理・運営に民間事業者等が有するノウハウを活用することで、市民サービスの質の向上を図り、施設の設置目的を達成することを目的とする。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 鶴ヶ島市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第3条に規定する業務
- (2) 老人福祉センターの利用の許可に関する業務
- (3) 老人福祉センターの利用料金の収納事務に関する業務
- (4) 老人福祉センターの施設等（設備及び物品を含む）の利用に関する業務
- (5) 老人福祉センターの施設等（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務（借地契約に関する事務を除く）
- (6) その他、老人福祉センターの設置の目的を達成するために必要な業務

4 指定管理期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日まで（4年間）

5 応募団体

公益社団法人 鶴ヶ島市シルバー人材センター

6 指定管理者選定等委員会委員(敬称略)

職名	氏名	摘要
委員長	袴田 健	総合政策部長
副委員長	朝生 三郎	識見者
委員	内野 育雄	
	加藤 拓	総務部長
	高澤 嘉晴	

7 選定基準

(団体概要)

- ・公の施設としての役割を適切に担うことができるか
- ・経営基盤は安定しているか
- ・個人情報の適切な取扱いを確保しているか

(事業内容)

- ・市の実情を踏まえた事業の提案であるか
- ・効果的な施設運営を実施できるか
- ・効果的な施設管理を実施できるか
- ・指定管理料は適正か

※審査基準（評価項目）については、別紙を参照。

8 選定経過

月日	内容
8月1日から8月22日	募集要項配布
8月22日	現地説明会
8月22日から8月25日	質問書受付
9月4日	質問事項回答
9月5日から9月11日	申請書受付
10月11日	第1回指定管理者選定等委員会 ・適格審査 ・現地視察
10月13日	第2回指定管理者選定等委員会 ・応募団体ヒアリング ・候補者の選定
10月13日	市長報告

9 審査結果

- (1) 第1回指定管理者選定等委員会
応募団体の申請内容、応募資格について審査を行い、妥当と認められた。
- (2) 第2回指定管理者選定等委員会
「指定管理者候補者審査表」に基づき、審査を行い、指定管理者の候補者を選定した。集計結果は以下のとおり。

【審査表集計結果】公益社団法人 鶴ヶ島市シルバー人材センター

評価項目（配点）	採点（委員平均点）
I 公の施設としての役割を適切に担うことができるか（20）	16.0
II 経営基盤は安定しているか（20）	15.6
III 個人情報の適切な取扱いを確保しているか（10）	7.6
IV 市の実情を踏まえた事業の提案であるか（40）	29.6
V 効果的な施設運営を実施できるか（30）	23.6
VI 効果的な施設管理を実施できるか（30）	23.2
VII 指定管理料は適正か（20）	14.0
審査点数 （満点 170 点 選定標準点 102 点）	129.6

10 指定管理者（候補者）

(1) 名称

公益社団法人 鶴ヶ島市シルバー人材センター

代表者：理事長 酒井 公二

所在地：埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1562番地1

(2) 指定期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日まで（4年間）

(3) 指定管理料

令和6年度	33,728,000円
令和7年度	34,491,000円
令和8年度	35,260,000円
令和9年度	36,024,000円
合計	139,503,000円

11 今後のスケジュール

月日	内容
選定等委員会選定後	指定管理者（候補者）の決定、審査結果通知
12月中旬	令和5年第4回定例議会で議案提出、 指定管理者の指定（告示）
1月～3月	指定管理者と協定の締結
4月1日	指定管理業務の開始

1 2 総評

公の施設としての役割

公益社団法人 鶴ヶ島市シルバー人材センターは、当該施設の現在の指定管理者であり、公の施設を適切に管理、運営する実績を有していると評価できる。

経営基盤

提出された団体の運営、財務に関する書類から、経営基盤に問題はなく、安定的な施設の管理運営を行うことができると見込まれる。

個人情報の適切な取扱い

個人情報の取扱いについては、日頃から法令遵守を徹底し、職員研修を実施するなど、その体制は妥当と評価できる。

市の実情を踏まえた事業の提案

介護予防やフレイル予防をはじめ、高齢者の健康づくりや生きがいづくりなど、市の事業を踏まえた事業提案がなされているものと評価できる。今後は、老人クラブ等との連携による新たな展開に期待したい。

効果的な施設運営／施設管理

利用者のニーズを把握するため、定期的にアンケート等を行い、利用者の声を施設運営に生かす姿勢は評価できる。

また、事故防止対策の徹底のほか、緊急時や防災・防犯対策等へのマニュアルが整備され、訓練や研修の実施など、安全管理の体制は妥当と評価できる。

施設の管理については、定期点検が実施され、必要な修繕が行われるなど、適切に維持管理されているものと評価できる。

指定管理料

指定管理料は、4年間で 139,503,000 円であり、市が示した上限額の範囲内の提案である。

以上のことから、当該施設の設置目的を効果的に達成することが見込まれる。

当委員会として、公益社団法人 鶴ヶ島市シルバー人材センターを指定管理者の候補者として選定する。

参考

鶴ヶ島市指定管理者候補者審査表（老人福祉センター）							
団体名：公益社団法人 鶴ヶ島市シルバー人材センター							
審査基準（評価項目）		点数					
		A	B	C	D	E	
団体概要	I 公の施設としての役割を適切に担うことができるか（20点）						
	1	施設の設置目的を理解し、管理運営に意欲が感じられるか	10	8	6	4	2
	2	公平、公正な施設利用環境を確保できるか	10	8	6	4	2
	II 経営基盤は安定しているか（20点）						
	3	施設の管理運営を安定して行う経営基盤を有しているか	10	8	6	4	2
	4	施設の維持及びサービスを提供するための職員体制や人材育成（研修等）の体制が確保できるか	10	8	6	4	2
	III 個人情報の適切な取扱いを確保しているか（10点）						
	5	個人情報の適切な取扱いを確保できるか	10	8	6	4	2
	IV 市の実情を踏まえた事業の提案であるか（40点）						
	6	市の施策を考慮した提案となっているか（健康づくり・フレイル予防・介護予防等）	10	8	6	4	2
7	社会参加や生きがいづくり、仲間づくりにつなげる提案となっているか（老人クラブ活動支援・サークル活動支援等）	10	8	6	4	2	
8	サービスの質の向上や施設利用者の増加についての工夫があるか	10	8	6	4	2	
9	施設の特徴を踏まえた独自性のある事業の提案があるか	10	8	6	4	2	
事業内容	V 効果的な施設運営を実施できるか（30点）						
	10	利用者の意見や要望等を把握し、市への報告や運営の改善につなげる工夫があるか	10	8	6	4	2
	11	利用者の満足度を高めるための自己点検及び自己評価の仕組みは適切か	10	8	6	4	2
	12	施設の現状を認識し、安定した施設運営が見込めるか	10	8	6	4	2
	VI 効果的な施設管理を実施できるか（30点）						
	13	防災・防犯・事故防止に向けた対策がなされているか	10	8	6	4	2
	14	緊急時の体制は整備されているか	10	8	6	4	2
	15	施設の衛生管理は適正であるか	10	8	6	4	2
	VII 指定管理料は適正か（20点）						
	16	事業計画と収支計画の整合がとれているか	10	8	6	4	2
17	経費削減等の工夫があるか	10	8	6	4	2	
審査点数		/170					